

国家公務員及び地方公務員の技術職に対する資格手当制度の創設等を求める意見書

近年、社会資本の老朽化対策や防災・減災対策、公共施設の維持管理、都市計画、環境対策など、行政に求められる技術的課題はますます高度化・複雑化している。これらの課題に的確に対応し、住民生活の安全・安心を確保していくためには、高度な専門知識と技術力を有する技術職員の確保及び育成が不可欠である。

しかしながら、国家公務員及び地方公務員の技術職においては、技術士、一級建築士、測量士、電気主任技術者、施工管理技士などの専門資格を取得しても、その専門性や能力が給与制度に十分反映される仕組みが整備されていないことが一般的である。なお、地方自治体では、佐賀市、生駒市などが独自の資格手当を支給しているが、限られた範囲となっている。

一方、民間企業においては、資格手当の支給等により専門資格の取得を奨励し、その能力を処遇へ反映する制度が広く導入されている。技術系人材確保の競争が激化する中で、公務部門における処遇面での差は、人材確保における課題となっている。

また、国家公務員及び地方公務員を志望する若年層は減少傾向にあり、とりわけ技術職については採用試験の応募者数の減少や採用辞退者の増加が見られる。さらに、採用後においても、専門資格や技術力が処遇に反映されやすい民間企業へ転職する事例が増えており、技術職員の確保と定着は喫緊の課題となっている。

行政サービスの質を維持・向上させ、将来にわたり安定した公共インフラの整備・維持管理を行うためには、高度な専門性を有する技術職員の能力を適切に評価し、その努力と成果を処遇に反映する制度の構築が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、国家公務員及び地方公務員の技術職について、専門資格の取得及び維持に対する適切な評価を行うため、次の事項について速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 国家公務員の技術職について、技術士、一級建築士その他の高度な専門資格を対象とした資格手当制度の創設を含め、専門資格や技術力を適切に評価する処遇制度を整備すること。
- 2 地方公共団体においても同様の資格手当制度等を導入できるよう、制度設計に必要な指針を示すとともに、財政措置を含めた支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

内閣総理大臣
総務大臣殿
農林水産大臣
国土交通大臣

座間市議会議長 松橋淳郎